

## 本日の検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現
  - 在宅勤務について
  - 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について
    - 以下について、小学校3年生終了時まで延長すべきか
      - ・ 勤務時間短縮等の措置
      - ・ 時間外労働の制限
      - ・ 深夜業の制限
      - ・ 子の看護休暇
  - 子の看護休暇について
    - 付与日数について、子の人数に応じたものとすべきか
    - 時間単位での取得も認めるべきか
    - 予防接種や健康診断の受診を理由とする取得も認めるべきか
  
2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現
  - 配偶者が専業主婦（夫）等の場合の育児休業取得除外規定について
  - 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
  - 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について

## 検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現
  - 育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境の整備について
  - 在宅勤務について
  - 子の看護休暇について
  - 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について
  
2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現
  - 配偶者が専業主婦（夫）等の場合の育児休業取得除外規定について
  - 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
  - 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について
  
3. 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備
  - 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
  - 介護のための休業・休暇制度について
  - 非正規労働者の両立支援について
  
4. 両立支援制度の実効性の確保
  - 不利益取扱いの規定について
  - 苦情・紛争の解決の仕組みについて
  - 広報、周知・指導等について